

(A) 短期入所料金内訳(従来型個室・認知症専門棟)

R6.4.1

介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	認知症ケア加算	日常生活費	負担段階	居住費	食費	一日合計	2割負担	3割負担
1	753 単位						第1段階	490	300	1,868 円		
							第2段階	490	600	2,168 円		
							第3段階①	1,310	1,000	3,388 円		
							第3段階②	1,310	1,300	3,688 円		
							第4段階	1,700	1,580	4,358 円		
2	801 単位						第1段階	490	300	1,918 円		
							第2段階	490	600	2,218 円		
							第3段階①	1,310	1,000	3,438 円		
							第3段階②	1,310	1,300	3,738 円		
							第4段階	1,700	1,580	4,408 円		
3	864 単位	24	22	51	76	110	第1段階	490	300	1,984 円		
							第2段階	490	600	2,284 円		
							第3段階①	1,310	1,000	3,504 円		
							第3段階②	1,310	1,300	3,804 円		
							第4段階	1,700	1,580	4,474 円		
4	918 単位						第1段階	490	300	2,040 円		
							第2段階	490	600	2,340 円		
							第3段階①	1,310	1,000	3,560 円		
							第3段階②	1,310	1,300	3,860 円		
							第4段階	1,700	1,580	4,530 円		
5	971 単位						第1段階	490	300	2,096 円		
							第2段階	490	600	2,396 円		
							第3段階①	1,310	1,000	3,616 円		
							第3段階②	1,310	1,300	3,916 円		
							第4段階	1,700	1,580	4,586 円		

※松戸市地域倍率(5級地)の加算(10.45)が一日当たりの料金に加算されております。

※上記以外に、介護職員処遇改善加算等として、加算合計の1000分の75に相当する単位が加算されます。

(B) 別途かかる加算等(入所者によって違います)

送迎加算	193～577円/回	送迎を行う場合
個別リハビリテーション実施加算	251～753円/回	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
重度療養管理加算	126～377円/日	計画的な医学的管理の継続と療養上必要な処置を行った場合
療養食加算	9～25円/食	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
緊急短期入所受入加算	94～282円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11～32円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供した場合
訪問理美容代	1,500円/回	
電話代		実費